

入 札 説 明 書

令和8年度 三郷小学校建替事業設計業務

令和8年4月

三 郷 町

入 札 説 明 書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第 2 に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 三郷町契約規則第 18 条に規定する指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出し、入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」といいます。）に登載されている企業であって、本告示日までに有資格者名簿に「建築一般部門」の搭載がされていること。
- (3) この業務の主たる業務分野は、建築（意匠）分野である。なお、主たる業務分野を再委託しないこと。
- (4) この業務を行う期間中、管理技術者及び主任担当技術者（建築（意匠）1 名、建築（構造）1 名、電気設備 1 名、機械設備 1 名）を配置できること。（管理技術者及び各主任担当技術者は兼務できないものとします。）なお、管理技術者については一級建築士で、かつ、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。また、建築（意匠）主任担当技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。

注 1) 「管理技術者」とは、「業務等委託契約書」第 16 条の定義によります。

注 2) 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいいます。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (6) 競争入札参加資格確認時点から開札の日までの間において、三郷町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」といいます。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 電子入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 電子入札参加申込書は様式 0 により作成してください。
- (3) 電子入札参加申込書については、電子入札システムにより提出してください。

なお、三郷町電子入札システムの稼働時間は、休日を除く月曜日から金曜日までの、午前 8 時 30 分から午後 8 時までです。

3 競争入札参加資格の確認

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

この業務の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）並びに添付書類を次の表により提出してください。

対象書類	・ 競争入札参加資格確認申請書（様式 S1） ・ 業務実績報告書（様式 S2） 【必要に応じ、業務履行証明書（様式 S2-2）】 ・ 配置予定技術者の資格等（様式 S3）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	入札公告第 3 に記載のとおり
作成・提出にかかる費用	申請者負担

- (2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

競争入札参加資格確認申請書等は、下記アからウのとおりとし、次に従い作成してください。

ア 建築士事務所の参加資格等を記載した書面

1 の（1）に掲げる資格があることが判断できる建築士事務所の登録の状況を別紙様式 S1 に記載してください。

イ 業務実績報告書

入札公告第 2 の 4 に掲げる資格があることが判断できる実績を別紙様式 S2 に記載してください。記載した業務の内容が確認できる契約書の写し、仕様書の写し等を添付してください。これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書（別紙様式 S2-2）を添付してください。

ウ 配置予定技術者の資格等を記載した書面

1 の（4）に掲げる資格があることを示す書面を別紙様式 S3 により作成してください。なお、別紙様式 S3 で提出する配置予定技術者は、技術提案書の様式 2-1、様式 2-2 及び様式 3 で提出する配置予定技術者と同じ技術者でなければなりません。

- (3) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

4 技術提案書に関する事項

- (1) 配置予定技術者の資格、元請実績及び業務の実施体制等に関する事項を評価項目として評価します。

ア 配置予定技術者の資格等（様式 2-1、様式 2-2）

主任担当技術者の保有資格について評価します。また、管理技術者については、入札参加に必要な保有資格の確認を行います。なお、1 の (4) に掲げる競争入札に参加するために必要な資格については、必ず記載してください。

イ 元請実績（様式 2-3）

過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に完了した同種業務の実績について評価します。なお、同種業務とは、「小学校又は中学校（小中一貫校含む）建設事業基本実施設計業務（延べ面積 8,000 m²以上、新築に限る）」とします。

ウ 業務理解度（様式 3）

業務理解度を評価します。

エ 業務の実施手順（様式 4）

業務の実施手順を評価します。

オ 評価テーマに関する技術提案（様式 5）

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は別紙-1 のとおり。

5 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

この入札に参加しようとする者は、技術提案書を提出しなければなりません。技術提案書の様式 1 から様式 5 に必要な事項を記入のうえ、押印し（様式 1）、各様式に必要な書類を添付して提出してください。

(1) 配置予定技術者の資格等（様式 2-1、様式 2-2）

① 氏名

配置予定技術者の氏名を記載してください。

② 生年月日

配置予定技術者の生年月日及び年齢を記載してください。

③ 所属、役職

配置予定技術者の所属する部署及び役職を記載してください。また配置予定技術者（管理技術者、建築（意匠）主任担当技術者は除きます。）が貴設計事務所に所属している場合は、雇用関係が確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付してください。なお「雇用関係」があることとは、技術提案書においては、「技術提案書の提出の締め切り日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係」があることとします。再委託を行う場合は、委託先の商号又は名称を記載してください。

④ 保有資格等

配置予定技術者の保有する資格のうち「別紙-1 技術提案書評価基準」に記載された当該分野の資格及び取得年月日を記載してください。また資格者証等の保有する資格を証する書類の写しを添付してください。

(2) 元請実績（様式 2-3）

① 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に完了した同種業務実績（3 技術提案書に関する事項（1）ウを参照）

該当する業務の実績について、次の項目を記載してください。

- ・ 業務名
- ・ 発注者（再委託を受けた業務の場合は、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載してください。）
- ・ 受注形態（単独又は共同体のうち該当するものに○をつけてください。）
- ・ 業務概要（対象施設の施設用途及び規模、構造を記載してください。）
- ・ 履行期間

記載する同種業務の件数は 3 件以内としますが、3 件に満たない場合は、後は、空欄とします。記載した業務については、同種業務であることが確認できる資料（契約書の写し、図面（平面図、面積表等）、仕様書の写し等）を添付してください。

(3) 業務理解度（様式 3）

① 氏名

配置予定技術者の氏名を記載してください。

② 担当業務

配置予定技術者の担当業務分野を記載してください。なお、管理技術者の担当業務については「総合」とします。

③ 担当業務において特に重視する事項等

配置予定技術者の担当する業務において、用途が小学校であることを踏まえて、担当する業務で特に重視する事項等を明確に記載してください。

(4) 業務実施手順（様式 4）

業務の内容を踏まえた実施手順をフロー図にて表現してください。

(5) 評価テーマに関する技術提案（様式 5）

下記の評価テーマについて、設計チームとしての実施方針を、入札公告、本入札説明書、仕様書等を踏まえ明確に記載してください。

評価テーマ「三郷小学校建替工事における設計上の工夫について」

なお、（内容）欄への記載は、各項目の内容に関することとし、視覚的表現を記載する場合は、文章を補完するための必要最小限なものとし、（内容）欄の枠の中に必ず記載してください。また、具体的な設計図、模型（模型写真を含みます）、透視図（コンピューターグラフィックによるものを含みます）を使用した場合は評価しません。

(6) 技術提案書に記載した配置予定技術者を変更及び追加することはできません。

(7) その他

- ア 提出された技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」といいます。）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された技術提案書等は、返却しません。
- ウ 提出された技術提案書等の提出期限以降における再提出は認めません。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- エ 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。

6 入札の手続

(1) 電子入札システムにより提出してください。

ただし、やむを得ない事情で三郷町電子入札システムが利用できない場合は、入札情報公開システムに記載の「郵便入札の具体的説明」に基づき、郵便入札でも受付を行います。事前に「紙入札参加承認願」を入札参加申請書提出期限までにまちづくり推進課へ提出してください。また、工事費内訳書を記載、添付のうえ郵便入札により提出してください。

電子入札及び郵便入札の両方で応札された場合は、無効となりますのでご注意ください。

(2) くじをする場合に使用するくじ番号を電子入札システムにより提出してください。

(3) 入札書は、電子入札システムにより入札書受付票が発行されたことをもって提出されたものとします。

(4) 一度電子入札システムにより提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5) 入札に係る金額の記入方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (6) 入札執行回数は1回とします。
- (7) 入札書に記載する金額は、技術提案書で提案した内容を反映していなければなりません。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 電子証明書を不正に使用した者の行った入札
- (6) 三郷町契約規則（平成10年5月三郷町規則第9号）第8条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (7) 本町により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (8) 郵便入札の記載に際し、三郷町ホームページ内の「入札情報」にあります「郵便入札の具体的説明」の8に該当する入札

7 落札者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。ただし、落札者の決定については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、一時保留し、学識経験者の意見聴取を経て落札者を決定します。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けている場合は、契約を締結しません。

9 技術者の配置

落札者は2の(2)のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。業務の実施に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限ります。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

10 問い合わせ先

三郷町役場 総務部 まちづくり推進課
〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号
TEL 0745-43-7313（直通）
0745-73-2101（334・333）
FAX 0745-73-6334